

## 大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第386号）

〔 自死案件に係る府作成資料部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和5年12月14日）

### 第一 審査会の結論

- 1 実施機関（大阪府教育委員会）は、本件審査請求に係る部分公開決定において公開した文書に、平成28年度教高第3171号の管理用紙の伺い文に記載されている「証拠説明書及び乙1～27号証」が含まれていないため、これらを特定の上、改めて公開、非公開等の決定を行うべきである。
- 2 （1）から（3）に記載する情報は、公開すべきである。
  - （1）以下の文書にある被告指定代理人の印影
    - ア 平成28年度教高第1605号により提出された答弁書
    - イ 平成28年度教高第2120号により提出された被告準備書面(1)
    - ウ 平成28年度教高第3171号により提出された被告準備書面(2)
    - エ 平成28年度教高第3718号により提出された証拠説明書（乙第2、第3、第6、第21号証の追加説明）及び証拠説明書（乙第28号証）
    - オ 平成29年度教高第1472号により提出された被告準備書面(3)
    - カ 平成29年度教高第2506号により提出された被告準備書面(4)
    - キ 平成29年度教高第2941号により提出された被告準備書面(5)
    - ク 平成29年度教高第3514号により提出された証拠申出書
    - ケ 平成30年度教高第1174号により提出された証拠申出書及び証拠説明書（乙第29～第33号証）
    - コ 平成30年度教高第2454号により提出された証拠説明書（乙第34号証）
    - サ 平成30年度教高第3268号により提出された被告準備書面(6)
    - シ 平成30年度教高第3577号により提出された被告準備書面(7)
  - （2）平成31年度教高第2396号により提出された被控訴人答弁書及び証拠説明書にある被控訴人指定代理人の印影
  - （3）平成28年度教高第2210-2号に係る支出命令伺書にある金融機関名、支店名及び口座の種別
  - （4）平成31年度教高第1685号に係る回答書にある整理番号
- 3 実施機関のその余の判断は、妥当である。

### 第二 審査請求に至る経過

- 1 令和2年7月23日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(行政文書公開請求の内容)

1. ○○年○○月、府立○○高校の男子高校生が、学校の指導を原因として自殺したと報道された事件について、府で作成された資料全て（紙をスキャンするのではなく、電子データで公開すること）。
  2. 上記事件を受け、府で作成された自死生徒および遺族等についての対応にかかる手引き。
- 2 令和2年8月20日、実施機関は、本件請求の項目1に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）を別紙記号AからWのとおり特定し、条例第13条第1項の規定により、下記（1）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、下記（2）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

なお、同日、実施機関は、本件請求の項目2について、これにかかる文書を作成又は保存していないことを理由として、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定を行い、審査請求人に通知した。

当該決定に対しては、別途審査請求が提起されており、本件とは別に審議を行っている。

(1) 公開しないことと決定した部分

- ア 原告の氏名、訴訟事件の番号等、個人の特定につながる事項
- イ 争訟事務に関する情報

(2) 公開しない理由

- ア 条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書のうち、公開しないことと決定した部分に記載された情報は、原告及び関係者の氏名等、個人の特定に繋がり得る情報が記載されており、これらは、特定個人が識別され得る個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため。

- イ 条例第8条第1項第4号に該当する。

実施機関が行う争訟事務に関する情報は、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。

- 3 同年9月10日付け、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第三 審査請求の趣旨

処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。

### 第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

本件請求について、本件事案は全国放送で報道されているものであり、概要は広く既知のものとなっているため、本件決定は著しくその内容を秘匿するものであり、不当である。また、裁判も終結しており、裁判所での記録閲覧も可能であるため、同様に不当である。よって内容を精査して公開すること。

## 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

### 2 弁明の理由

#### (1) 条例第9条第1号及び条例第8条第1項第4号について

条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨定めている。

条例第9条第1号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号は、

ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、

イ 特定の個人が識別され得るもののうち、

ウ 一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報が記録された行政文書を公開してはならない旨定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって、直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。

また、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

また、条例第8条第1項第4号は、府等が行う事務事業の目的達成又は公正かつ適切な執行の確保の観点から、定めたものである。

府等が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。

同号は、府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、

又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある行政文書を公開しないことができる旨定めている。

そして、「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法等に基づく不服申立てをいい、類似の事務として争訟に発展するおそれのある紛争がある。

また、「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」とは、公開することにより、特定の者に不当に利益又は不利益を与えるなど、事務事業の公正さを著しく損なうこと、事務事業の実施時期が大幅に遅れるなど、当該事務事業の質の著しい低下を来すこと、事務事業実施のために必要な情報又は関係者の理解、協力を得ることが著しく困難になることなどをいう。

## (2) 行政文書の部分公開決定の理由について

本件で公開しないことを決定した部分に記載された情報には、原告及び関係者の氏名や裁判によって争った権利、事実関係等が記載されており、これらは、特定個人が識別され得る個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたいと望むことが正当であるものに該当することから、条例第9条第1号の規定に基づき非公開とすることが妥当である。

また、公開しないことを決定した部分に記載された情報には、実施機関が行う争訟事務に関する情報も含まれる。本件情報は、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、条例第8条第1項第4号の規定に基づき非公開とすることが妥当である。

## 第六 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

## 2 本件行政文書及び公開しないことと決定した部分について

本件行政文書は、別紙のとおりである。これを文書の性質で大別すると、(1)から(3)のとおりとなり、それぞれに記載されている公開しないことと決定した部分(以下「非公開情報」という。)を列挙する。

なお、実施機関は、(1)から(3)に大別された本件行政文書を、裁判所等に対して提出するためには、決裁を行う必要がある。起案者は、決裁者に対して伺い文等を記載した「管理用紙(起案文書)」を作成し、これに裁判所に提出される行政文書等が付されている。「管理用紙(起案文書)」にも非公開情報が記載されているが、(1)から(3)に大別された本件行政文書にも同じ非公開情報が記載されており、これらは重複するため、併せて検討する。

### (1) 準備書面(答弁書を含む。以下同じ。)

#### ア 該当する本件行政文書

別紙のうち、C、D、G、H、J、K、L、P、Q、R、Vが該当する。

#### イ 記載されている非公開情報

①事件番号、②係属裁判所、③原告(控訴人を含む。以下同じ。)の氏名、④被告(被控訴人を含む。以下同じ。)訴訟代理人の印影、⑤被告指定代理人(被控訴人指定代理人を含む。以下同じ。)の印影、⑥原告及び被告の主張等

### (2) 証拠説明書、証拠申出書、陳述書及びその他書証

#### ア 該当する本件行政文書

別紙のうち、H、M、O、P、Vが該当する。

#### イ 記載されている非公開情報

①事件番号、②係属裁判所、③原告の氏名、④被告訴訟代理人の印影、⑤被告指定代理人の印影、⑥証拠の標目、⑦作成者、⑧書証の立証趣旨等、⑨証人名、⑩証明すべき事実の内容、⑪尋問事項の内容、⑫陳述書の作成者、⑬陳述書の作成者の勤務先である府立高校名、⑭陳述書の作成者の印影、⑮陳述書の内容、⑯中学校訪問報告書における訪問先の中学校名、訪問者名、受検番号、氏名、性別、報告内容及びコメント

### (3) 実施機関内部における事務手続に関する文書

#### ア 該当する本件行政文書

別紙のうち、A、B、E、F、I、N、S、T、U、Wが該当する。

#### イ 記載されている非公開情報

①事件番号、②原告の氏名、③事件の概要、④原告の主張、⑤応訴理由、⑥大阪府の主張、⑦口頭弁論期日、⑧係属裁判所への確認日、⑨係属裁判所及び書記官名、⑩振込口座、⑪大阪弁護士会からの弁護士法第23条の2第2項に基づく照会に対する回答書のうち整理番号、申出(担当)弁護士名及び回答、⑫原判決の概要、⑬経過、⑭原告の大阪府知事あての要請内容及びそれに対する大阪府教育庁の回答内容

## 3 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件行政文書には、2 (1) 及び (2) 記載のとおり、裁判所に提出した準備書面や書証等が含まれ、これらは、民事訴訟法の規律が適用されるものであるから、同法と条例の関係について述べる。

憲法第82条は、裁判の公正性、透明性を実現するために、公開裁判の原則を定めており、これを受けて民事訴訟法第91条第1項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定しており、同条第3項は、「当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写（以下省略）を請求することができる。」と規定している。

一方、条例に基づく行政文書公開請求は、1で述べたとおり、府の保有する情報は公開を原則とし、府民福祉の増進に寄与することを目的に知る権利を保障するものである。条例第6条は、行政文書公開請求者の主体を限定せず、何人も行うことができるものとし、行政文書の公開の実施方法として、写しの交付が認められている。

民事訴訟法は、公開裁判の原則の趣旨から訴訟記録の閲覧を認めている。一方、条例は、知る権利の実現のために行政文書公開請求を認めており、その目的が異なること、訴訟記録の謄写請求あるいは行政文書の写しの交付を請求できる主体に違いがあることから、行政文書公開請求に係る決定については、民事訴訟法の規律とは別に、条例に照らし、違法、不当な点がないか否かの判断を行うものとする。

(2) 条例第8条第1項第4号について

ア 府の機関又は国等が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。

また、反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものもある。このような支障を防止するため、これらの情報については、公開しないことができる。

同号は、

・府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、（以下(2)において「要件1」という。）

・公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの（以下(2)において「要件2」という。）

に該当する情報については、公開しないことができる旨を定めている。

本号の「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務」の部分は、府の機関又は国等の機関が行う代表的な事務を例示したものである。

さらに、本号における「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるの

は、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られる。

イ 条例第8条第1項第4号該当性について

(ア) 審査請求人は、裁判が終結していることから、本件決定は著しくその内容を秘匿するもので不当であると主張する。

一方、実施機関は、公開しないことを決定した部分に記載された情報には、実施機関が行う争訟事務に関する情報も含まれるところ、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、条例第8条第1項第4号の規定に基づき非公開とすることが妥当であると主張する。

(イ) 審査請求人の主張は、「争訟」には、終結した裁判は含まれない、という趣旨に解することができる。

この点、「争訟の事務に関する情報」を非公開とすることができるものとしている趣旨は、府の機関又は国等の機関が一方当事者として争訟に対処するための内部的な方針に関する情報が公開されると、それが正規の交渉等の場を経ないで相手方当事者に伝わるなどして、紛争の公正、円滑な解決を妨げるおそれがあるためと解される。そうすると、「争訟の事務に関する情報」は、争訟の帰すうに影響を与える情報の全てを指すものと解するのは相当でないが、現に係属し、又は係属が具体的に予想される事案に即した具体的方針に限定されると解すべきではなく、終結した争訟の事務に関する情報であったとしても、府の機関又は国等の機関が一方当事者として争訟に対処するための一般の方針が含まれると解するのが相当である。

実施機関は、被告として、2(1)及び(2)記載の本件行政文書をもって、争訟に対処するための一般の方針が含まれると主張している。既に当該争訟が終結していたとしても、当該本件行政文書に記載されている情報は、同号の争訟の事務に関する情報であるといえ、要件1に該当する。

次に、本件行政文書が要件2に該当する否か検討する。

実施機関は、本件行政文書には、実施機関が行う争訟事務に関する情報が含まれることを主張するが、これに該当する情報を特定していない。

また、実施機関は、争訟事務に関する情報を公にした場合、「当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある」と主張するが、その具体的な支障の内容が主張されておらず、審査会は、要件2に該当するか否か判断を行うことができない。

(ウ) もつとも、2(3)イ「⑩振込口座」は、「争訟の事務に関する情報」には該当しないが、別途条例第8条第1項第4号に該当するか否か、検討する。

この点、本件行政文書Fにある資金前渡とは、履行期が到来していない等の場合において、地方公共団体の職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に交

付して、支払をさせることをいう（地方自治法施行令第161条）。なお、本件資金前渡に係るものは「損害賠償請求事件に係る口頭弁論調書の謄写料の支出」であり、履行期の定めのないものとして対象となる。

資金前渡は、府の事務執行に必要な制度であり、振込口座に係る情報は、金融機関名、支店名、口座の種別及び口座番号であるが、これらは府の事務に関する情報といえ、要件1に該当する。

要件2に該当するか否か検討するに、振込口座は、資金前渡のために開設されたものであり、それ以外の不適切な入金を防止する必要があるところ、これらを公開することにより、同種の事務事業の目的が達成できなくなるおそれがあると認められるも、この目的達成のためには振込口座に係る情報のうち、口座番号を非公開とすれば達せられるから、金融機関名、支店名及び口座の種別は、公開するべきである。

よって、口座番号のみが、要件2に該当する。

### (3) 条例第9条第1号について

ア 条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである

同号は、

- ・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、（以下（3）において「要件1」という。）
- ・特定の個人が識別され得るもののうち、（以下（3）において「要件2」という。）
- ・一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報等（以下（3）において「要件3」という。）

が記録されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。また、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

この点、審査請求人は、本件事案は全国放送で報道されているものであり、概要は広く既知のものであること、裁判所での記録閲覧も可能であるため、本件決定は著しくその内容を秘匿するものであると主張する。

しかし、本件行政文書には、特定の個人が自死に至る経緯等が記載されており、当該事実は、特に慎重に取り扱われるべき情報であることから、過去に報道が行われたことをもって、広く既知の情報とはいえない。

また、民事訴訟法第91条第1項は、「何人も」、訴訟記録の閲覧請求ができる旨を規定しているが、実態として、当該請求を行うに当たっては、事件番号や当事者氏名等により、訴訟記録を特定しなければならず、それら訴訟記録の特定に足りる情報を有さない者は、閲覧請求をすることができない運用となっていることから、審査請求人の主張をもって、実施機関の決定が、違法又は不当であるとはいえない。

#### イ 条例第9条第1号該当性について

民事訴訟では、当事者が主張する事実を裁判所が認定し、法を適用することで判決が導かれる。

部分公開された本件行政文書の内容を見れば、本件請求の項目1に係る自死案件（以下「本件案件」という。）について、原告が、大阪府を被告として訴訟を提起したことは明らかであり、当事者が主張する事実には、自死した生徒（以下「当該生徒」という。）が学校の指導を受けるに至った経緯、教員の具体的言動等、当該生徒が自死に至るまでの具体的言動等（以下これら事実を「具体的言動等」という。）が含まれると考えるのが自然である。

具体的言動等には、教員等の第三者の具体的言動等が含まれるが、これらは当該生徒の心情や言動に結びつくものであり、具体的言動等は、全て当該生徒のプライバシーに関する情報であるといえる。

これを前提に、別紙記載の本件行政文書は、2のとおり大別されるところ、条例第9条第1号の該当性についても、本件行政文書の類型ごとに検討する。

##### （ア）準備書面

###### a 該当する本件行政文書

別紙のうち、C、D、G、H、J、K、L、P、Q、R、Vが該当する。

###### b 記載されている非公開情報

①事件番号、②係属裁判所、③原告の氏名、④被告訴訟代理人の印影、⑤被告指定代理人の印影、⑥原告及び被告の主張等

###### c 以下、非公開情報ごとに要件1から3に該当するか否か検討する。

（a）「①事件番号」は、裁判所の名称、受理年度、事件記録符号、番号により構成され、民事訴訟法第91条第1項による訴訟記録の閲覧は、事件番号等を特定することにより請求することができる。

事件番号は、様々な態様で個人の関与が予定されている事件について、その識別を行うための番号として、当該訴訟に関与する個人との関連性を有する情報であるから、個人のプライバシーに関する情報であるといえ、要件1に該当する。

事件番号は、それ自体から直ちに個人を識別することができるものとは認められないが、「特定の個人が識別され得る」情報とは、他の情報と結びつ

けることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合も含むところ、民事訴訟法第91条第1項の訴訟記録の閲覧請求が認められていることから、当該他の情報には、訴訟記録が含まれると解するのが相当である。

訴訟記録には、当該訴訟に関与する個人の氏名が記載されており、事件番号と訴訟記録に記載されている情報を結びつけることによって、当該生徒を特定し得ることから、要件2に該当する。

当該生徒が訴訟に関与しているという事実は、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものであるから、要件3に該当する。

(b) 「②係属裁判所」とは、裁判機関としての裁判所をいう。

事件番号のうち、受理年度、事件記録符号、番号は、いずれの裁判所においても共通の方法で付けられるところ、これらの要素のみでは、一の事件を特定することができず、裁判所の名称が必要となる。

係属裁判所には裁判所の名称が含まれ、事件番号の特定に関わるものであり、上記(a)のとおり、要件1から3に該当する。

(c) 「③原告の氏名」は、個人識別情報そのものであり、要件1及び2に該当する。

個人が訴えを提起したという事実は、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものであるから、要件3に該当する。

(d) 「④被告訴訟代理人の印影」について、弁護士名は、要件1及び2に該当するも、専ら個人の資格で事業活動に従事する専門職の当該職務に関する情報であり、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」とはいえず、要件3に該当しない。

印影については、条例第9条第1号の個人情報に該当しないが、条例第8条第1項第1号の非公開事由に該当すると考えられるところ、(4)において述べる。

(e) 「⑤被告指定代理人の印影」について、被告指定代理人氏名は、要件1及び2に該当するも、公務員の職務に関連する情報であり、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」とはいえず、要件3に該当せず、公開が妥当である。

(f) 「⑥原告及び被告の主張」には、以下の内容が含まれるところ、それぞれについて、条例第9条第1号の該当性を検討する。

- ・原告準備書面に記載された攻撃又は防御の方法を特定するための記載
- ・被告の攻撃又は防御の方法
- ・原告の請求及び攻撃又は防御の方法に対する被告の陳述

「原告準備書面に記載された攻撃又は防御の方法を特定するための記載」とは、被告が、原告準備書面に記載された原告の主張（具体的言動等及びこれに対する評価等）を特定する記載をいい、「原告の請求及び攻撃又は防御の方法に対する被告の陳述」とは、「原告準備書面に記載された攻撃又は防

御の方法を特定するための記載」により、被告が特定した原告の主張に対して、被告がそれを認めるかどうかの意見をいう。

原告の主張のうち、具体的言動等は、当該生徒のプライバシーに関する情報であり、これに対する評価等は、具体的言動等と密接に関連するものであるから、「原告準備書面に記載された攻撃又は防御の方法を特定するための記載」全てが、個人のプライバシーに関する情報であるといえ、要件1に該当する。

「原告の請求及び攻撃又は防御の方法に対する被告の陳述」は、「原告準備書面に記載された攻撃又は防御の方法を特定するための記載」と一体のものであるといえ、要件1に該当する。

要件2について、「特定の個人が識別され得る」情報とは、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合も含む。照合すべき他の情報の範囲を検討するに、その前提として、一度公開された情報は、そのコントロールが困難となることがいえる。本件案件が公開されることによって生じるプライバシー侵害の程度は高く、また、その情報がコントロールできない状況に至ることにより、当該生徒に関わる保護者等に、精神的苦痛を与えるという事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる。

さらに、本件案件は、当時高校生であった当該生徒が自死したという重大な結果が生じたものであり、当該生徒が在籍していた当時の在校生、その保護者及び教員等（以下「関係者」という。）は、本件案件の発生、具体的言動等の内容を把握している可能性が高い。そうだとすれば、照合すべき当該他の情報には、関係者が有する情報が含まれると解するのが相当である。

具体的言動等に、関係者が有する情報を結びつけることによって、当該生徒を特定し得ることから、要件2に該当する。

具体的言動等は、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものであるから、要件3に該当する。

「被告の攻撃又は防御の方法」とは、被告の主張等であり、具体的言動等及びこれに対する被告の評価等が記載されている。

具体的言動等及びこれに対する被告の評価等については、3(3)イ(ア) c(f)記載のとおりであり、要件1から3に該当する。

以上のことから、原告及び被告の主張等について、要件1から3に該当する。

(イ) 証拠説明書、証拠申出書、陳述書及びその他書証

a 該当する本件行政文書

別紙のうち、H、M、O、P、Vが該当する。

b 記載されている非公開情報

①事件番号、②係属裁判所、③原告の氏名、④被告訴訟代理人の印影、⑤被告指定代理人の印影、⑥証拠の標目、⑦作成者、⑧書証の立証趣旨等、⑨証人

名、⑩証明すべき事実の内容、⑪尋問事項の内容、⑫陳述書の作成者、⑬陳述書の作成者の勤務先である府立高校名、⑭陳述書の作成者の印影、⑮陳述書の内容、⑯中学校訪問報告書における訪問先の中学校名、訪問者名、受検番号、氏名、性別、報告内容及びコメント

c 以下、非公開情報ごとに要件1から3に該当するか否か検討する。

(a) ①から⑤については、3(3)イ(ア) c(a)から(e)記載のとおりであり、要件1から3に該当する。

(b) 「⑥証拠の標目」について、その前提として、裁判では、当事者が主張する事実のうち、争いがあるものについては、当事者が提出する証拠によって認定を行うことになる。書証とは、証拠である文書をいい、書証の申し出をする場合、文書の写しと証拠説明書を提出しなければならない(民事訴訟規則(平成8年最高裁判所規則第5号)第137条第1項)。証拠説明書のうち、証拠の標目とは、文書の標題で、書証を特定するために記載されるものであり、当該訴訟に関与する個人の氏名が含まれるものもある。以下、当該生徒の氏名が含まれる場合、当該生徒を除く個人の氏名が含まれる場合及び個人の氏名が含まれない場合に分けて検討する。

i 当該生徒の氏名が含まれる場合は、個人識別情報そのものであり要件1及び2に該当する。

また、当該生徒が訴訟に関与しているという事実は、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものであるから、要件3に該当する。

ii 当該生徒を除く個人の氏名であっても、書証は、具体的言動等を立証するために、裁判所に対して提出されていることから、その氏名は、当該訴訟に関与する個人のものであることが推測される。当該生徒を除く個人の氏名に、関係者が有する情報を結びつけることにより、当該生徒を特定し得ることから、要件1及び2に該当し、当該生徒が訴訟に関与しているという事実は、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものであるから、要件3に該当する。

iii 個人の氏名が含まれないとしても、文書の標題から具体的言動等が推測される。具体的言動等については、3(3)イ(ア) c(f)記載のとおりであり、要件1から3に該当する。

(c) 「⑦作成者」は、書証の作成主体をいい、「⑨証人名」とは、証拠である証言を、法廷において供述する第三者の氏名をいう。また、「⑫陳述書の作成者」及び「⑭陳述書の作成者の印影」について、陳述書とは、証人が法廷において供述する内容を書面に記載して、裁判所に提出される書証をいう。これらは、証拠の作成主体として個人の氏名が記載されており、共通の性格を有することから、併せて検討する。

当該生徒を除く当該訴訟に関与する個人の氏名については、上記(b) ii記載のとおりであり、要件1から3に該当する。

「⑬陳述書の作成者の勤務先である府立高校名」は、証人の特定に関わるものであり、同様に、要件1から3に該当する。

- (d) 「⑧書証の立証趣旨等」、「⑩証明すべき事実の内容」、「⑪尋問事項の内容」及び「⑬陳述書の内容」には、被告が、証人及び書証でもって立証しようとする具体的言動等が示されている。

具体的言動等は、3(3)イ(ア)c(f)記載のとおりであり、要件1から3に該当する。

- (e) 「⑯中学校訪問報告書における訪問先の中学校名、訪問者名、受検番号、氏名、性別、報告内容及びコメント」(以下「報告書」という。)には訪問先の中学校名、訪問者名、受検番号、氏名、性別、報告内容及びコメントが記載されている。

報告書のこれらの項目は、当該生徒に関して、特に高校に対して報告すべき事項として、当該生徒の属性あるいは密接に関連する情報が記載されており、秘匿性が高く、一体のものとして検討するのが相当である。

当該生徒の氏名及び属性等の情報は、一体のものとして個人識別情報であるといえ、要件1及び2に該当する。

当該生徒に関する中学校から高校への報告事項は、一般に社会通念上、他人に知られることを望まないものであり、要件3に該当する。

(ウ) 実施機関内部における事務手続に関する文書

- a 該当する本件行政文書

別紙のうち、A、B、E、F、I、N、S、T、U、Wが該当する。

- b 記載されている非公開情報

①事件番号、②原告の氏名、③事件の概要、④原告の主張、⑤応訴理由、⑥大阪府の主張、⑦口頭弁論期日、⑧係属裁判所への確認日、⑨係属裁判所及び書記官名、⑩振込口座(3(2)イ(ウ)のとおりであり、条例第9条第1号の検討は行わない。)、⑪大阪弁護士会からの弁護士法第23の2第2項に基づく照会に対する回答書のうち整理番号、申出(担当)弁護士名及び回答、⑫原判決の概要、⑬経過、⑭原告の大阪府知事あての要請内容及びそれに対する大阪府教育庁の回答内容

- c 以下、非公開情報ごとに要件1から3に該当するか否か検討する。

- (a) 「①事件番号」及び「②原告の氏名」については、3(3)イ(ア)c(a)及び(c)記載のとおりであり、要件1から3に該当する。

- (b) 「③事件の概要」、「④原告の主張」、「⑤応訴理由」及び「⑥大阪府の主張」には、当該生徒の氏名、当該訴訟に関与する個人の氏名、具体的言動等及びこれに対する評価等が記載されている。

当該生徒の氏名及び当該訴訟に関与する個人の氏名については、3(3)イ(イ)c(b)i及びii記載のとおりであり、要件1から3に該当する。

具体的言動等及びこれに対する評価等については、3(3)イ(ア)c(f)

記載のとおりであり、要件1から3に該当する。

(c) 「⑦口頭弁論期日」及び「⑧係属裁判所への確認日」について、口頭弁論期日は、事件の特定に関わるものであり、係属裁判所への確認日は、口頭弁論期日の特定に関わるものであるから、3(3)イ(ア)c(a)記載のとおり、要件1から3に該当する。

(d) 「⑨係属裁判所及び書記官名」について、係属裁判所は、事件の特定に関わるものであり、書記官名についても、訴訟が係属していた年度も合わせると、係属裁判所に関わるものであることから、3(3)イ(ア)c(a)及び(b)記載のとおり、要件1から3に該当する。

(e) 「⑩大阪弁護士会からの弁護士法第23の2第2項に基づく照会に対する回答書」のうち整理番号、申出(担当)弁護士名及び回答について、整理番号は、大阪弁護士会における管理番号であるが、これをもって特定の個人を識別することはできないから、要件2に該当せず、公開するべきである。

申出(担当)弁護士名は、特定の個人が委任したとする弁護士の氏名であり、特定の個人に関わることから、要件1及び2に該当する。

また、弁護士への委任については、委任するか否かの判断やどの弁護士に委任するかを含めて、当該個人の思想に関わることであるといえ、本件請求に係る事案の内容も踏まえると、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、要件3に該当する。

回答は、大阪府が作成したもので、具体的言動等を推測させる内容が記載されており、3(3)イ(ア)c(f)記載のとおり、要件1から3に該当する。

(f) 「⑪原判決の概要」には、具体的言動等及びこれに対する裁判所の評価等(判決内容)が書かれている。

具体的言動等については、当該生徒のプライバシーに関する情報であり、これに対する評価等は、具体的言動等と密接に関連するものであるから要件1に該当する。

具体的言動等は、3(3)イ(ア)c(f)記載のとおり、要件2及び3に該当する。

(g) 「⑫経過」には、第一審及び控訴審に係る経過として、訴訟等提起日、期日等の回数が記載され、その他、具体的事実及びこれに対する裁判所の評価等(「⑪原判決の概要」)が記載されている。

訴訟等提起日及び期日等の回数は、事件の特定に関わるものであり、3(3)イ(ア)c(a)記載のとおり、要件1から3に該当する。

具体的事実及びこれに対する裁判所の評価等は、上記(f)記載のとおりであり、要件1から3に該当する。

(h) 「⑬原告の大阪府知事あての要請内容及びそれに対する大阪府教育庁の回答内容」について、大阪府教育庁の回答内容には、本件案件発生後の対応等

が記載されている。回答内容から、具体的言動等が推認され、当該訴訟に関与する個人との関連性を有する情報であるから、個人のプライバシーに関する情報であるといえ、要件1に該当する。

具体的言動等は、3(3)イ(ア)c(f)記載のとおり、要件2及び3に該当する。

(4) 被告訴訟代理人の印影について

実施機関は、これらを条例第9条第1号の個人情報に該当することを理由に非公開としているが、条例第8条第1項第1号を理由に非公開とするのが妥当である。

すなわち、被告訴訟代理人弁護士の印章は、厳格に管理されるものであり、その印影が公にされると、印章偽造等の不正使用を誘発し、偽造の契約書等の作成が容易になるなど、事業を営む個人による厳格な管理が意味をなさないものとなり、条例第8条第1項第1号の「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するため、非公開が妥当である。

(5) 本件行政文書の公開について

本件行政文書Gの平成28年度教高第3171号の管理用紙の伺い文には、「証拠説明書及び乙1～27号証」との記載がある。

本件決定により部分公開された文書には、「証拠説明書及び乙1～27号証」に対応する文書が含まれていなかったが、これらは、本件請求の項目1に対応する文書であると考えられることから、特定の上、改めて公開、非公開等の決定を行うべきである。

#### 4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子